

第6章 園芸施設共済

(共済関係の成立)

第113条 園芸施設共済の共済関係は、特定園芸施設ごとに、組合員が所有し又は管理する特定園芸施設を園芸施設共済に付することを申し込み、この組合がこれを承諾することによって、成立するものとする。

2 前項の規定による承諾は、組合員が特定園芸施設の所有者であるときは、その者が所有する特定園芸施設（次に掲げる事由に該当する特定園芸施設及び園芸施設共済に付した特定園芸施設を除く。）のすべてについて同項の規定による申込み（第114条第2項又は第3項の規定による申出をする場合にあっては、当該申出を含む。）をしている場合でなければ、しないものとする。

(1) 園芸施設共済に付されるとすれば共済事故の発生することが相当の確実さをもって見通されること。

(2) 当該特定園芸施設に係る損害の額の適正円滑な認定が困難であること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、当該特定園芸施設につき通常の管理が行われず又

は行われぬおそれがあること。

(園芸施設共済の申込み)

第 114 条 組合員が第 113 条第 1 項の規定による申込みをしようとするときは、次の事項を記載した申込書をこの組合に提出しなければならない。

- (1) 申込者の氏名及び住所（法人たる組合員にあっては、その名称、その代表者の氏名及びその事務所の所在地）
- (2) 特定園芸施設の構造、材質、所在地、経過年数及び被覆期間
- (3) 附帯施設の種類及び経過年数
- (4) 施設内農作物の種類、栽培面積及び栽培期間
- (5) その他共済目的を明らかにすべき事項

2 組合員は、第 113 条の規定による申込みと同時に、この組合に対し、特定園芸施設撤去費用額を加えて得た金額により損害の額を算定する旨の申出をすることができる。

3 組合員は、第 113 条の規定による申込みと同時に、この組合に対し、園芸施設復旧費用額を加えて得た金額により損害の額を算定する旨の申出をすることができる。

4 この組合は、第 113 条第 1 項の規定による申込みを受けたときは、当該申込みを承諾するかどうかを決定して、これを申込者に通知するものとする。

5 第 1 項の申込書に記載した事項に変更（第 119 条に規定する共済目的の異動を除く。）が生じたときは、組合員は、遅滞なく、その旨をこの組合に通知しなければならない。

(申込みの承諾を拒む場合)

第 115 条 この組合は、特定園芸施設を管理する組合員から第 113 条第 1 項の規定による申込みがあった場合において、その者が共済事故による損害について当該特定園芸施設の所有者に対して原状回復義務を負っていないとき、当該申込みに係る特定園芸施設が同条第 2 項各号に掲げる事由に該当するとき又は当該申込みに係る特定園芸施設が園芸施設共済に付した特定園芸施設であるときは、当該申込みの承諾を拒むことができるものとする。

(共済事故の一部除外)

第 116 条 組合員は、施設内農作物を共済目的とする園芸施設共済について第 113 条の規定による申込みと同時に、この組合に対し、第 2 条第 1 項第 5 号の共済事故のうち病虫害を共済事故としない旨の申出をすることができる。

2 前項の申出は、その者に係る施設園芸の業務の規模その他施設園芸に関する条件が次の各号の一に掲げる基準に適合するときに限り、することができる。

- (1) 前項の申出をした者が所有し又は管理する特定園芸施設の設置面積の合計が 5 アール以上であり、かつ、当該申出に係る共済責任期間の開始前 3 年間にわたり引き続き特定園芸施設を用いて施設園芸の業務を営んだ経験を有すること。

(2) 前項の申出に係る共済事故による損害の防止を行うため必要な施設が整備され、

かつ、その防止を適正に行う見込みがあること。

(共済関係の消滅しない場合)

第 117 条 この組合との間に園芸施設共済の共済関係の存する者が住所をこの組合の区域外に移転したことにより組合員たる資格を喪失したため、この組合を脱退した場合において、その者が当該共済関係を存続させることについてその脱退前にこの組合の承諾を受けていたときは、当該共済関係は、なお存続するものとする。

2 前項の承諾には、第 10 条第 2 項の規定を準用する。

(共済関係成立時の書面交付)

第 117 条の 2 組合は、園芸施設共済に係る共済関係が成立したときは、遅滞なく、組合員に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

- (1) 組合の名称
- (2) 組合員の氏名又は名称
- (3) 共済事故
- (4) 共済責任期間の始期及び終期
- (5) 共済金額
- (6) 共済目的を特定するために必要な事項
- (7) 組合員負担共済掛金及び賦課金並びにその支払の方法
- (8) 第 15 条第 1 項、第 2 項及び第 6 項、第 114 条第 5 項並びに第 119 条の通知をすべき事項
- (9) 特定園芸施設撤去費用額又は園芸施設復旧費用額に係る領収書又は請求書の提出期間及びその提出の方法
- (10) 共済関係の成立年月日
- (11) 書面を作成した年月日

2 前項の書面には、組合長が署名し、又は記名押印しなければならない。

(共済責任期間)

第 118 条 園芸施設共済の共済責任期間は毎月 5 日、15 日又は 25 日のうち、この組合が組合員から組合員負担共済掛金の払込みを受けた日の後最初に到来する日から 1 年間とする。ただし、現に園芸施設共済に付されている特定園芸施設以外の特定園芸施設を組合員が新たに所有し又は管理した場合その他特別な事由がある場合における共済責任期間は、この組合が組合員から組合員負担共済掛金の払込みを受けた日の翌日から当該組合員との協議により定める日までとすることができる。

2 その共済責任期間が現に開始し、かつ、終了していない園芸施設共済に係る組合員からこの組合が、その開始している共済責任期間の終了する日（以下この項において「終了日」という。）の 1 箇月前から終了日の前日までの間に当該園芸施設共済に係る特定園芸施設を共済目的とする園芸施設共済に係る組合員負担共済掛金の払込みを受けた場合及び気象上の原因により農作物の生育が阻害されることを防止するための施設としての被覆期間と気象上の原因により農作物の生育が阻害されることを防止するための施設以外の特定園芸施設としての被覆期間が連続する特定園芸

施設に係る園芸施設共済においてその先に開始するいずれかの特定園芸施設としての被覆期間に係る共済責任期間の終了日の 10 日前から終了日の前日までの間に当該園芸施設共済に係る特定園芸施設を共済目的とする園芸施設共済に係る組合員負担共済掛金の払込みを受けた場合にあっては、前項の規定にかかわらず、園芸施設共済の共済責任期間は、終了日の翌日から 1 年間とする。

3 この組合は、次に掲げる事由に該当する園芸施設共済の共済関係については、第 1 項本文及び第 2 項の規定にかかわらず、当該共済関係に係る組合員との協議により、当該共済関係に係る共済責任期間を 4 箇月以上 1 年未満（第 1 号及び第 4 号に掲げる事由に該当する園芸施設共済の共済関係に係る共済責任期間にあっては、1 年未満）とすることができる。

(1) 共済責任期間の終期を統一する必要があること。

(2) 当該特定園芸施設の設置期間が周年でないこと。

(3) 当該特定園芸施設の被覆期間が周年でなく、被覆しない期間中は、施設園芸の用に供しないこと。

(4) 当該特定園芸施設について気象上の原因により農作物の生育が阻害されることを防止するための施設としての被覆期間と気象上の原因により農作物の生育が阻害されることを防止するための施設以外の特定園芸施設としての被覆期間が連続し、かつ、その被覆期間を合計した期間が 4 箇月以上であること。

(通知義務)

第 119 条 この組合との間に園芸施設共済の共済関係の存する者は、共済目的を譲渡し、移転し、解体し、増築し若しくは改築したとき、共済目的の構造若しくは材質を変更したとき、共済目的が共済事故以外の事由により破損し若しくは滅失したとき（破損したときにあっては、その被害が軽微なときを除く。）、共済目的を他の保険若しくは共済に付したとき、施設内農作物の種類若しくは栽培期間を変更したとき、施設内農作物を共済目的とする共済関係において施設内農作物が発芽したとき又は施設内農作物を移植したときは、遅滞なく、その旨をこの組合に通知しなければならない。

(組合員負担共済掛金の金額)

第 120 条 園芸施設共済に係る組合員負担共済掛金の金額は、共済金額に第 123 条の共済掛金率を乗じて得た金額（第 118 条第 3 項の規定により 1 年未満とされた共済責任期間に係るものにあつては、当該金額に別記の係数を乗じて得た金額）からその 2 分の 1 に相当する金額（その金額が法第 13 条の 5 の農林水産大臣の定める金額を超える場合にあっては、その農林水産大臣の定める金額）を差し引いて得た金額とする。

(組合員負担共済掛金の払込期限)

第 121 条 第 113 条第 1 項の規定による申込みをした者は、第 114 条第 4 項の承諾の通知が到達した日の翌日から起算して 1 週間以内に、園芸施設共済に係る組合員負担共済掛金をこの組合に払い込まなければならない。

2 前項に規定する払込期限を過ぎて組合員負担共済掛金の払込みを受けたときは、

この組合は、改めて第 113 条第 1 項の規定による申込みがあったものとみなして取り扱うものとする。

- 3 組合員負担共済掛金の払込みの告知は、払い込むべき金額、払込期日及び払込場所を記載した書面をもってするものとする。

(共済金額)

第 122 条 園芸施設共済の共済金額は、特定園芸施設（第 2 条第 5 項の規定により共済目的とした附帯施設又は施設内農作物を含む。（以下「特定園芸施設等」という。））ごとに、共済価額の 100 分の 40 を下らず、共済価額の 100 分の 80 を超えない範囲内において、第 124 条第 1 項の園芸施設共済掛金率等一覧表に掲げる金額のうちから組合員が選択した金額とする。

- 2 前項の共済価額は、法第 120 条の 22 第 3 項の農林水産大臣が定める準則に従い、当該園芸施設共済の共済関係に係る特定園芸施設及び附帯施設の共済責任期間開始の時における価額を基礎とし、当該園芸施設共済の共済関係に係る施設内農作物の生産費を勘案して、この組合が定める金額とする。

- 3 第 114 条第 2 項の申出に係る園芸施設共済の共済関係の共済価額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により算定された金額に、規則第 33 条の 27 第 2 項各号列記以外の部分の農林水産大臣が定める金額（以下「撤去費用基準額」という。）を加えた金額とする。

- 4 第 114 条第 3 項の申出に係る園芸施設共済の共済関係の共済価額は、前 2 項の規定にかかわらず、前 2 項の規定により算定された金額に、規則第 33 条の 27 第 3 項の農林水産大臣が定める金額（以下「復旧費用基準額」という。）を加えた金額とする。

(共済掛金率)

第 123 条 園芸施設共済の共済掛金率は、施設区分（法第 120 条の 23 第 1 項の施設区分をいう。）ごと、園芸施設共済の共済目的等による種別（法第 120 条の 23 第 1 項の園芸施設共済の共済目的等による種別をいう。）ごと、法第 120 条の 23 第 2 項の規定により農林水産大臣が定める地域ごと及び法第 120 条の 23 第 3 項の規定による危険段階別に当該危険段階に係る法第 120 条の 23 第 3 項の規定による園芸施設危険段階基準共済掛金率とする。

(園芸施設共済掛金率等一覧表の備置き及び閲覧)

第 124 条 理事は、園芸施設共済の共済掛金率、各危険段階に属する組合員の氏名又は名称（組合員たる法人の代表権を有する者の氏名を含む。以下本条において同じ。）及び住所、共済金額、組合員負担共済掛金率等を記載した園芸施設共済掛金率等一覧表を作成し、これを事務所に備えて置かなければならない。ただし、当該一覧表の内容を、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録及び保存をすれば、その作成と備置きを行わないものとすることができる。

- 2 理事は、前項に掲げる事項が改定されたときは、当該事項を公告しなければならない。ただし、組合員の氏名又は名称及び住所については、当該内容から除くものとする。

- 3 組合員は、いつでも、第1項の園芸施設共済掛金率等一覧表の閲覧を求めることができる。ただし、組合員の氏名又は名称及び住所については、当該組合員に係るものに限るものとする。

(共済金の支払額)

第125条 園芸施設共済に係る共済金は、特定園芸施設等ごとに、共済事故によって組合員が被る損害の額が3万円（当該特定園芸施設等に係る共済価額の10分の1に相当する金額が3万円に満たないときは、当該相当する金額）を超えた場合に支払うものとし、その金額は、当該損害の額に、共済金額の共済価額に対する割合を乗じて得た金額に相当する金額とする。

- 2 前項の損害の額は、次の各号に掲げる物について当該各号に掲げる金額に当該各号の共済事故による損害の割合を乗じて得た金額を合計して得た金額から共済事故が発生したときに現に当該特定園芸施設等のうち損害を生じた部分につき存する利益及び共済事故の発生によって生じた利益の全部又は一部を差し引いて得た金額により、算定するものとする。

(1) 特定園芸施設 当該特定園芸施設の価額で当該園芸施設共済の共済価額の算定の基礎となったもの

(2) 附帯施設 当該附帯施設の価額で当該園芸施設共済の共済価額の算定の基礎となったもの

(3) 施設内農作物 当該施設内農作物の生産費に相当する金額で当該園芸施設共済の共済価額の算定の基礎となったもの

- 3 前項の規定にかかわらず、次のいずれかの場合であって、第15条第6項の規定による通知に際して、同条第7項の規定による特定園芸施設撤去費用額に係る領収書又は請求書の提出があったときは、前項の規定により算定される金額に特定園芸施設撤去費用額を加えて得た金額により、第1項の損害の額を算定するものとする。

(1) 特定園芸施設撤去費用が100万円を超える場合

(2) 特定園芸施設撤去費用に係る当該特定園芸施設（被覆物を除く。）の損害の割合が50%（規則別表のガラス室Ⅰ類又はガラス室Ⅱ類の区分に属する特定園芸施設にあっては、35%）を超える場合

- 4 前項の特定園芸施設撤去費用額は、規則第33条の27第2項の農林水産大臣が定める費用の額（その額が撤去費用基準額に当該特定園芸施設の共済事故による損害の割合を乗じて得た金額を超えるときは、その乗じて得た金額）とする。

- 5 第2項又は第3項の規定にかかわらず、第15条第6項の規定による通知に際して、同条第7項の規定による園芸施設復旧費用額に係る領収書又は請求書の提出があったときは、第2項又は第3項の規定により算定される金額に園芸施設復旧費用額を加えて得た金額により、第1項の損害の額を算定するものとする。

- 6 前項の園芸施設復旧費用額は、共済事故の発生に伴い特定園芸施設（被覆材を除く。）又は附帯施設（以下「復旧対象施設」という。）を復旧するのに要する費用の額から当該復旧対象施設の共済責任期間開始の時における価額に共済事故に

よる損害の割合を乗じて得た金額を差し引いて得た金額（その差し引いて得た金額が復旧費用基準額に当該復旧対象施設の共済事故による損害の割合を乗じて得た金額を超えるときは、その乗じて得た金額）とする。

- 7 第2項各号に掲げる金額を合計して得た金額がその損害が生じた地及び時における共済目的の価額を著しく超えていることを組合が証明した場合は、同項の規定にかかわらず、第1項の損害の額は、当該共済目的の価額によって算定する。この場合における第3項及び第5項の規定の適用については、第3項中「前項」とあるのは「第7項」と、第5項中「第2項又は第3項」とあるのは「第3項又は第7項」とする。

(共済金額の削減)

第126条 この組合は、園芸施設共済の共済金の支払に不足を生ずる場合には、次の各号に掲げる金額の合計額をその支払に充ててもなお不足を生ずる場合に限り、事業年度ごとに、支払うべき共済金の総額から、法第141条の5第5号ロの経過総共済金額に園芸施設通常標準被害率（法第135条第6号ロの園芸施設通常標準被害率をいう。）を乗じて得た金額を差し引いて得た金額の1,000分の145に相当する金額を超えない範囲内において、共済金額を削減することができる。

- 2 前項の規定による共済金額の削減は、当該事業年度中に支払の事由が生じた共済金額のすべてについて、行うものとする。

第127条 この組合は、決算において共済金額の削減を生ずるおそれがある場合には、仮に共済金額を削減して支払うことができる。

(共済金の支払の免責等)

第128条 次の場合には、この組合は、共済金の全部又は一部につき、支払の責めを免れるものとする。

- (1) 組合員が第11条第1項の規定による義務を怠ったとき。
- (2) 組合員が第12条の規定による指示に従わなかったとき。
- (3) 組合員が第15条第1項、第2項又は第6項の規定による通知を怠り又は悪意若しくは重大な過失によって不実の通知をしたとき。
- (4) 第113条第1項の規定による申込みをした組合員が、当該申込みの際、当該申込みに係る特定園芸施設等に関する第114条第1項第2号から第4号までに掲げる事実又は事項につき、悪意又は重大な過失によってこれを通知せず又は不実の通知をしたとき（この組合がこれを知っていたとき及び過失によってこれを知らなかったときを除く。）。
- (5) 組合員が第119条の規定による通知を怠り又は悪意若しくは重大な過失によって不実の通知をしたとき。

- 2 この組合は、組合員が植物防疫法の規定に違反した場合には、当該違反行為の結果通常生ずべき損失の額については、当該組合員に対して共済金の支払の義務を有しない。

(支払責任のない損害)

第 128 条の 2 この組合は、自然の消耗によって生じた被覆物の損害について、園芸施設共済に係る共済金を支払う責めに任じないものとする。

(告知義務違反による解除)

第 129 条 組合員は、第 113 条第 1 項の規定による申込みの当時、園芸施設共済に係る共済関係が成立することによりてん補することとされる損害の発生の可能性に関する重要な事項のうち組合が告知を求めたものについて、事実の告知をしなければならない。

2 組合は、組合員が、前項に基づき組合が告知を求めたものについて、故意若しくは重大な過失により事実の告知をせず、又は不実の告知をしたときは、当該園芸施設共済の共済関係を解除することができる。

3 組合は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、共済関係を解除することができない。

(1) 第 113 条第 1 項の規定による申込みの承諾の当時において、組合が前項の事実を知り、又は過失によって知らなかったとき。

(2) 共済媒介者が、組合員が前項の事実の告知をすることを妨げたとき。

(3) 共済媒介者が、組合員に対し、前項の事実の告知をせず、又は不実の告知をすることを勧めたとき。

4 前項第 2 号及び第 3 号の規定は、当該各号に規定する共済媒介者の行為がなかったとしても組合員が第 2 項の事実の告知をせず、又は不実の告知をしたと認められる場合には、適用しない。

5 第 2 項の規定による解除権は、組合が同項の規定による解除の原因があることを知った時から 1 箇月間行使しないときは、消滅する。第 113 条第 1 項の規定による申込みの承諾の時から 6 箇月を経過したときも、同様とする。

(重大事由による解除)

第 129 条の 2 組合は、次に掲げる事由がある場合には、園芸施設共済に係る共済関係を解除するものとする。

(1) 組合員が、組合に当該共済関係に基づく共済金の給付を行わせることを目的として損害を生じさせ、又は生じさせようとしたこと。

(2) 組合員が、当該共済関係に基づく共済金の給付の請求について詐欺を行い、又は行おうとしたこと。

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、組合の組合員に対する信頼を損ない、当該共済関係の存続を困難とする重大な事由

(解除の効力)

第 129 条の 3 園芸施設共済に係る共済関係の解除は、将来に向かってのみその効力を生ずる。

2 組合は、次の各号に掲げる規定により共済関係の解除をした場合には、当該各号に定める損害をてん補する責任を負わない。

(1) 第 129 条第 2 項 解除がされた時まで発生した共済事故による損害。ただし、

同項の事実に基づかずに発生した共済事故による損害については、この限りでない。

(2) 前条 同条各号に掲げる事由が生じたときから解除がされた時まで発生した共済事故による損害

(共済関係の失効)

第 130 条 園芸施設共済の共済目的について譲渡又は相続その他の包括承継があったときは、第 10 条第 2 項 (同条第 9 項において準用する場合を含む。) の規定により譲受人又は相続人その他の承継人が当該園芸施設共済の共済関係に関し譲渡人又は被相続人その他の被承継人の有する権利義務を承継した場合を除き、当該園芸施設共済の共済関係は、その譲渡又は相続その他の包括承継があった時からその効力を失う。

(他人の所有する特定園芸施設又は附帯施設を園芸施設共済に付した場合)

第 131 条 他人の所有する特定園芸施設又は附帯施設を管理する者が、損害賠償の責任を負うことによって生ずることのある損害をてん補するため当該特定園芸施設又は附帯施設を園芸施設共済に付したときは、共済事故に係る損害賠償請求権を有する当該特定園芸施設又は附帯施設の所有者は、共済金を請求する権利について先取特権を有する。

2 組合員は、前項の損害賠償請求権に係る債務について弁済をした金額又は当該特定園芸施設若しくは附帯施設の所有者の承諾があった金額の限度においてのみ、組合員に対して共済金を請求する権利を行使することができる。

3 第 8 条第 1 項の規定にかかわらず、共済金を請求する権利は、第 1 項の損害賠償請求権を有する所有者に譲り渡し、又は当該損害賠償請求権に関して差し押さえることができる。

(共済金支払額等の通知)

第 132 条 この組合は、共済金の支払額の決定後遅滞なく、当該組合員に共済金の支払額、第 125 条第 1 項の損害の額、共済金の支払期日及び支払方法を通知するものとする。

(無事戻し)

第 133 条 この組合は、園芸施設共済について、毎事業年度、組合員が自己の責めに帰すべき事由がないのに次の各号のいずれかに該当する場合には、総代会の議決を経て、当該事業年度の前 3 事業年度間に共済責任期間が満了した共済関係に係る組合員負担共済掛金 (以下この項において「共済掛金組合員負担分」という。) の 2 分の 1 に相当する金額 (当該前 3 事業年度間に共済金の支払を受け又は当該事業年度の前 2 事業年度間にこの条の規定による無事戻金の支払を受けたときは、当該 2 分の 1 に相当する金額から当該共済金及び当該無事戻金の合計金額を差し引いて得た金額) を限度として、当該組合員に対して無事戻しをすることができる。

(1) 当該事業年度の前 3 事業年度にわたり共済金の支払を受けないとき (当該事業年度の前 2 事業年度間に無事戻金の支払を受けた場合において、当該無事戻金の金額

が共済掛金組員負担分の2分の1に相当する金額以上の金額であるときを除く。)

(2) 当該事業年度の前3事業年度間に支払を受けた共済金の金額が共済掛金組員負担分の2分の1に相当する金額(当該事業年度の前2事業年度間に無事戻金の支払を受けたときは、当該2分に1に相当する金額から当該無事戻金の金額を差し引いて得た金額)に満たないとき。

2 この組合が前項の規定により無事戻しをする金額は、定款第52条第5号の勘定に係る定款第57条第2項の特別積立金の金額を超えないものとする。

(組員負担共済掛金の分納)

第134条 この組合は、園芸施設共済(共済責任期間が1年間であるものに限る。)に係る組員負担共済掛金について、当該組員負担共済掛金の金額の合計額が5万円以上である場合には、第121条第1項の規定にかかわらず、組員の申請に基づき当該組員負担共済掛金を2回に分割して払い込むことを認めることができる。

2 前項の申請は、次項の規定による第2回目の払込みにつき担保を供し又は保証人を立て、かつ、この組合の定める書類を添付してしなければならない。

3 組員は、第1項の規定により2回に分割して払い込むことを認められた場合には、第114条第4項の承諾の通知が到達した日の翌日から起算して1週間以内に組員負担共済掛金の2分の1に相当する金額を、第1回目の組員負担共済掛金の払込期限の日から起算して6箇月を経過した日までにその残額に相当する金額を、それぞれこの組合に払い込まなければならない。

4 第1項の規定により分割納付を認められた園芸施設共済の共済責任期間は、第118条第1項の規定にかかわらず、この組合が前項の規定による第1回の払込みを受けた日の翌日から1年間とする。

5 組員負担共済掛金の払込みの告知は、払い込むべき金額、払込期日及び払込場所を記載した書面をもってするものとする。

6 第5条第1項及び第6条の規定は、第3項の払込期限までに2回目の払込みを行わない組員に係る督促及び延滞金の徴収について準用する。

第135条 組員が正当な理由がないのに前条第3項の規定に違反して第2回目の組員負担共済掛金の払込みを遅滞したときは、第128条の規定にかかわらず、この組合は、当該組員に対して共済金の全部につき支払の責めを免れるものとする。